

# 運行管理者の方向け

運転者に対する指導及び監督

## 緊急時における適切な対応

---

講演資料はMission 1st運動のページからダウンロードできます。是非ご活用ください。

<https://wwwtb.mlit.go.jp/chubu/gian/mission1st.html>



|                 |       |                                         |
|-----------------|-------|-----------------------------------------|
| 平成30年           | 4～    | 6月期講演資料 (テーマ：点呼)                        |
|                 | 7～    | 9月期講演資料 (テーマ：適性診断)                      |
| 平成31年<br>(令和元年) | 10～12 | 2月期講演資料 (テーマ：健康管理)                      |
|                 | 1～    | 3月期講演資料 (テーマ：ハード面の安全対策)                 |
|                 | 4～    | 6月期講演資料 (テーマ：点呼)                        |
|                 | 7～    | 9月期講演資料 (テーマ：指導監督)                      |
| 令和2年            | 10～12 | 2月期講演資料 (テーマ：ドラレコ活用)                    |
|                 | 1～    | 3月期講演資料 (テーマ：車両の点検整備)                   |
|                 | 4～    | 6月期講演資料 (テーマ：運転者に対する指導監督～予測・回避～)        |
|                 | 7～    | 9月期講演資料 (テーマ：手続き・確認をお忘れなく)              |
| 令和3年            | 10～12 | 2月期講演資料 (テーマ：右折による死傷事故を減らす)             |
|                 | 1～    | 3月期講演資料 (テーマ：右折による死傷事故を減らす (最近の右折事故事例)) |
|                 | 4～    | 6月期講演資料 (テーマ：点呼)                        |
|                 | 7～    | 9月期講演資料 (テーマ：飲酒運転防止1)                   |
| 令和4年            | 10～12 | 2月期講演資料 (テーマ：飲酒運転防止2)                   |
|                 | 1～    | 3月期講演資料 (テーマ：健康管理)                      |
|                 | 4～    | 6月期講演資料 (テーマ：適性診断・管理者講習)                |
|                 | 7～    | 9月期講演資料 (テーマ：点呼)                        |
| 令和5年            | 10～12 | 2月期講演資料 (テーマ：アルコール依存症への対応)              |
|                 | 1～    | 3月期講演資料 (テーマ：事業用自動車の構造上の特性)             |
|                 | 4～    | 6月期講演資料 (テーマ：健康管理 ～体調不良時の適切な運行管理～)      |

The screenshot shows a presentation slide titled '右折時の死傷事故を減らす' (Reduce fatal and serious injury accidents during right turns). It includes a bar chart comparing accident rates between day and night for different vehicle types (truck, motorcycle, bicycle, pedestrian) and a diagram of a right-turn scenario. The slide highlights that at night, the number of accidents involving pedestrians and bicycles increases significantly compared to daytime.

**【今回公開】 7～9月期講演資料 (テーマ：緊急時における適切な対応)**

## 運転者に対する指導監督の概要（一般的な指導及び監督）

関係法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識のほか、運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を習得することを目的とし、運行管理者は、運転者に対する適切な指導及び監督を行わなければいけません。

### 【共通事項】

- ・ 事業用自動車を運転する場合の心構えを理解させる。
- ・ 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項を理解させる。
- ・ 事業用自動車の構造上の特性を理解させる。
- ・ 危険の予測及び回避並びに**緊急時における対応方法を理解させる。**
- ・ 運転者の運転適性に応じた安全運転を指導する。
- ・ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法を指導する。
- ・ 健康管理の重要性を理解させる。
- ・ 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法を理解させる。

### 【旅客のみ】

- ・ 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項を理解させる。
- ・ 旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項を理解させる。
- ・ 主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況を把握させ、留意すべき事項を指導する。

#### （旅客のうち、貸切のみ）

- ・ ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転を指導する。
- ・ ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等を自社内で共有する。

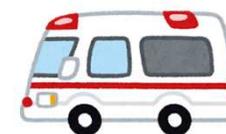
### 【貨物のみ】

- ・ 貨物の正しい積載方法を習得させる。
- ・ 過積載の危険性を理解させる。
- ・ 危険物を運搬する場合に留意すべき事項を指導する。
- ・ 適切な運行の経路の通行及び当該経路における道路及び交通の状況の把握を指導する。

## ① 負傷者の救護 **全業態**

交通事故を起こしたら、ただちに運転を停止し、人や物に対する被害状況を確認しなければなりません。

さらに負傷者がいる場合は、ただちに救護し、必要があれば近くの病院に運べるよう、周囲に救急車の手配等を求めなければなりません。



事故を起こしてしまった時の負傷者救護の流れを、指導者は運転者にきちんと説明し、運転者が実際の事故の際に即座に行動に移せるよう、徹底的な指導を行いましょう。

道路交通法 第四章 車両等の運転者及び使用者の義務

第二節 交通事故の場合の措置等

(交通事故の場合の措置)

第七十二条 第1項

交通事故があつたときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。(略)

## ② 道路における危険の防止 **全業態**

交通事故や車両故障を起こしたら、交通事故の続発を防ぐため、事故車両を安全な場所に移動させ、他の自動車に事故の発生を知らせる等、道路における危険防止の措置を運転者はとらなければなりません。

- ・ハザードランプを点灯
- ・発炎筒を着火
- ・停止表示器材を設置（高速道路等）



※ 発炎筒・停止表示器材は車の後方に無理のない範囲で設置してください

道路交通法 第四章の二 高速自動車国道等における自動車の交通方法等の特例

（故障等の場合の措置）

第七十五条の十一

自動車の運転者は、故障その他の理由により本線車道若しくはこれに接する加速車線、減速車線若しくは登坂車線またはこれらに接する路肩若しくは路側帯において当該自動車を運転することができなくなつたときは、政令で定めるところにより、当該自動車が故障その他の理由により停止しているものであることを表示しなければならない。

③ 乗客の安全の確保 **旅客（バス）** **旅客（タクシー）**

運転者は、状況によっては乗客を車両から待避させ、万が一停止車両への追突事故が発生した際に乗客が巻き込まれないようにするなど、乗客の安全を確保しなければならないことを指導しましょう。

④ 安全な場所への退避 **全業態**

負傷者の救護や道路における危険の防止等の措置を行ったら、車内や路上で待機することはせず、速やかにガードレールの外側等の安全な場所へ退避するように指導しましょう。

後続車両による追突や道路上の事故当事者への接触事故等、特に高速道路上等における二次的な事故の危険性を十分に運転者に認識させる必要があります。

## ⑤ 警察への報告 **全業態**

運転者は、警察官が現場にいる場合はその警察官に、また、現場にいない場合は、ただちに最寄りの警察署・交番・駐在所の警察官に、交通事故が発生した日時・場所、死傷者の数および負傷者の負傷の程度などを報告しなければならないことを説明しましょう。

道路交通法 第四章 車両等の運転者及び使用者の義務

第二節 交通事故の場合の措置等

(交通事故の場合の措置)

第七十二条 第1項

交通事故があつたときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者（運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署（派出所又は駐在所を含む）の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

## ⑥ 事業者への報告 **全業態**

事業者は必要に応じて、事故や故障の発生状況等を国土交通省や保険会社等へ報告しなければなりません。

運転者は

「負傷者の救護」、  
 「道路上の危険の除去」、  
 「乗客の安全確保」、  
 「安全な場所への退避」、  
 「警察への報告」、

の措置が終わったら、適切な情報を速やかに事業者に報告する必要があることを徹底して指導しましょう。

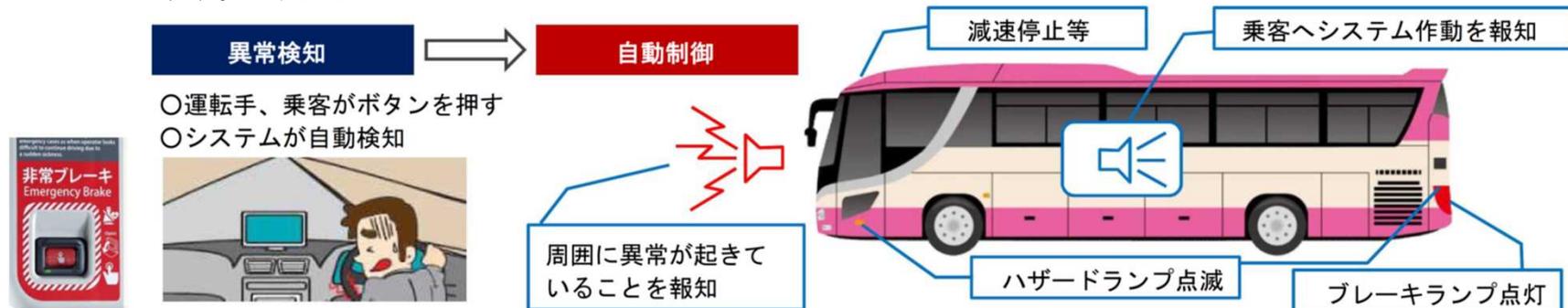
## ⑦非常口等の案内 **旅客（バス）**

事故時等の非常時に備え、非常口や非常停止ボタンの設置位置や使い方、非常停止時のバスの挙動等について、車内ポスター等により乗客に案内しましょう。

特に貸切バスでは、動画や座席により備え付けられたリーフレット等も活用し、発車時に乗客に案内するよう指導しましょう。



ドライバー異常時対応システム



# 高速道路で事故や故障が発生した場合の対応



## 1. ハザードランプを点灯して、路肩に寄せる

車にトラブルが発生した際は、ハザードランプを点灯させ、できるだけ路肩に寄せる。橋やトンネルなど、路肩が狭かったり、路肩がない場合、可能な限り広い所まで自走する。



## 2. 発炎筒、停止表示器材を車両後方に置く

同乗者を避難させてから、発炎筒、停止表示器材を車から50m以上後方に置く（見通しが悪い場合、さらに後方に）。燃料漏れの際は、引火の危険があるので、発炎筒は使わない。

※故障や事故で高速道路上に車両を停止する場合は、停止表示板などの停止表示器材を置くことが義務付けられています。



## 3. ガードレールの外側などに避難

同乗者といっしょにガードレールの外側に避難。橋や高架など外側に避難できない場合、車から離れてガードレールに身を寄せる。追突された際に巻き添えにならないように、車より後方に避難する。



## 4. 非常電話か携帯電話で救援依頼をする

1kmおきに設置してある非常電話か携帯電話で救援依頼する。携帯の場合、場所が特定できるように、路肩にあるキロポストの数字を伝える。なお、非常電話で連絡した場合も、そのままJAFに救援依頼できる。

## 指導のねらい

交通事故や車両故障発生時、自然災害に備えて適切な対応を取ることの必要性を認識させ、取るべき対応策に関する運転者の理解を深めることが大切です。

交通事故や車両故障が発生した場合は、運転者は即座に

「負傷者の救護」

「道路上の危険の除去」

「乗客の安全確保」

「安全な場所への退避」

「警察への報告」

「事業者への報告」

等を行わなければならないことを、きちんと指導しましょう。

# 法令等の改正・お知らせ

## 自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

旅客（バス）

トラック

令和5年5月16日（火）午後8時15分頃、宮城県栗原市の東北自動車道下り線において、乗客乗員40名程度を乗せた貸切バスが車両故障のため路肩に停車していたところ、大型トラックが追突し、3名が死亡、1名が重傷を負うという事故が発生。



国土交通省は、輸送の安全を確保し、同種の事故の再発防止に努めるため、通達を発出

### 貸切バスにおける安全確保の徹底について （令和5年5月17日付国自安第20号）

- 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」（以下「指導監督マニュアル」という。）に基づき、緊急時における適切な対応について運転者への指導を徹底すること。特に交通事故・車両故障発生時においては、次に掲げる事項について改めて実施を徹底すること。
  - 高速道路上においては停止表示器材を設置し、他の自動車に事故の発生を知らせる等、道路における危険防止措置を実施すること
  - 状況に応じ、乗客を車両から退避させ、万が一停止車両への追突事故が発生した際に乗客が巻き込まれないようにする等、乗客の安全の確保に係る措置を実施すること

指導監督マニュアル バス事業者編 概要編  
[https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/bus\\_gaiyohen.pdf](https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/bus_gaiyohen.pdf)  
 指導監督マニュアル バス事業者編 本編  
[https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/bus\\_honpen.pdf](https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/bus_honpen.pdf)
- 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するよう関係者に徹底すること。

### トラックにおける安全確保の徹底について （令和5年5月17日付国自安第21号）

- 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項について改めて実施を徹底すること。
  - 確実に点呼を実施し、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えること
  - 乗務員の疾病、疲労、睡眠不足等の健康状態及び過労状態の確実な把握に努め、安全に運行の業務を遂行することができないおそれがある乗務員を業務に従事させないこと
  - 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」（以下「指導監督マニュアル」という。）に基づき、運転者に対し、ブレーキの適切な使用等、運行の安全を確保するために遵守すべき事項について指導すること

指導監督マニュアル トラック 事業者編 概要編  
[https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck\\_gaiyohen.pdf](https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck_gaiyohen.pdf)  
 指導監督マニュアル トラック 事業者編 本編  
[https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck\\_honpen.pdf](https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck_honpen.pdf)
- 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html>

または「指導監督実施マニュアル」で検索願います。



## 自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

### 自動車運送事業者向けのマニュアルが改正されました

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の一部が改訂されました（令和5年1月6日）

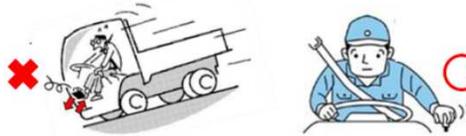
#### 1. 背景・必要性

令和4年8月に名古屋市の高速道路において乗合バスが、10月には静岡県のみ道において観光バスがそれぞれ横転し、乗客が亡くなる痛ましい事故が発生したことを踏まえ、同様の事故を防止するため、モード横断的に指導・監督マニュアルの一部を改正することとしました。

#### 2. 改訂内容

- ①坂道での適切な運転操作（バス、タクシー、トラック）
- ②危険箇所の情報を踏まえた運転指導（バス、タクシー、トラック）
- ③乗客のシートベルト着用の目視での確認（貸切バス）
- ④非常口や非常停止ボタンの使い方の周知（バス）

- ① 坂道での適切な運転操作（バス、タクシー、トラック）
- 長い下り坂においてフットブレーキを使い過ぎると、ブレーキが効かなくなる可能性があるため、エンジンブレーキや排気ブレーキを使用すること。



- ② 危険箇所の情報を踏まえた運転指導（バス、タクシー、トラック）
- 都道府県警が公表している「交通事故発生マップ」等の活用等により、事故の危険性が高い箇所を把握し、当該箇所における適切な運転操作をするよう指導すること。



- ③ 乗客のシートベルト着用の目視での確認（貸切バス）
- 乗客がシートベルトを着用していることを、発車前に運転者又は添乗員が目視で確認すること。



- ④ 非常口や非常停止ボタンの使い方の周知（バス）
- 事故時等の非常時に備え、乗客に対し、非常口や非常停止ボタンの設置位置や使い方・非常停止時のバスの挙動等に係る案内を行うこと。



<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html>

または

「指導監督実施マニュアル」で検索願います。

検索



## 自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

令和4年12月4日、高速乗合バス運転者が運行中に体調不良が生じているにもかかわらず、運行管理者に報告することなくそのまま運行を継続し、前方車両に追突し乗客等9名が負傷する事故が発生。



国土交通省は、輸送の安全を確保し、同種の事故の再発防止に努めるため、通達を发出

**運転者が体調不良等を生じた場合における適切な運行管理の徹底について  
(令和4年12月8日付国自安第114号)**

1. 運転者は、運行中に体調不良等を生じた場合には、周囲の安全に配慮しつつ直ちに車両を安全な場所に停車し、運行管理者に報告し、指示を受けること。
2. 運行管理者は、運転者の日常の健康状態の確認を行うことはもとより、運転者から体調不良等の報告があった場合には、速やかに状況把握を行い、運転者に対し適切な指示を行うとともに、交替運転者を手配する等運行管理を適切に行うこと。
3. 自動車運送事業者は、定期健康診断の実施はもとより、国土交通省の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」※等も活用して運転者の健康状態の把握に努めるとともに、日頃からコミュニケーションを図ることにより、運転者が、自身の健康状態等について、運行中も含め気軽に相談・申告できる職場環境づくりに努めること。

※ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/health.html>



自動車総合安全情報  
～自動車の安全な交通を目指して～

○健康管理関係マニュアル

- **事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル**
- [自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル](#)
- [自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン](#)
- [自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン](#)
- [自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル](#)

## 自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ **旅客（バス）**

令和4年8月22日

愛知県的高速道路において乗合バスが横転・炎上し、2名が死亡、7名が負傷する事故が発生。

令和4年10月13日

静岡県小山町の県道において観光バスが横転し、1名が死亡、28名が負傷する事故が発生。



**国土交通省は、あらためてバスの安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう、通達を发出**

### 高速乗合バスの安全確保の徹底について（令和4年8月22日付国自安第70号） 観光バスの安全確保の徹底について（令和4年10月13日付国自安第94号）

1. 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
  - （1）確実に点呼を実施すること
  - （2）乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
  - （3）適切な運行計画を作成し、確実に指示すること
  - （4）適切な運転操作等運行の安全を確保するために遵守すべき事項について指導すること
2. 乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
3. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令順守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

### 観光バスのブレーキに関する取扱いの徹底について （令和4年10月13日付国自安第95号国自整第159号国自審第1638号）

1. 整備管理業務を再確認し、特に、ブレーキは安全上極めて重要な装置であり、その点検整備を徹底すること。
2. 長い下り坂で、フットブレーキを頻繁に使い過ぎると、急にブレーキが効かなくなることがあるため、低速のギアを用いて、エンジンブレーキを活用するよう運転者に指導すること。
3. ブレーキ関係のみならず、リコールの対象となっている車両については、早期に改修すること。

## 自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

## 通達「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部が改正されました

事故の直接的推定原因が「**居眠り**」または「**漫然運転**」で、  
かつ

(令和4年3月23日)

- 事故以前から睡眠時無呼吸症候群を発症しており、事故当時も治療を継続
- 事故前の症状等から、睡眠時無呼吸症候群を発症していたと推定
- 事故後の診察により事故当時睡眠時無呼吸症候群を発症していたとの診断結果

等、当該運転者が事故当時、睡眠時無呼吸症候群を発症または発症の疑いがもたれた場合、自動車事故報告書とともに当該通達の別表2「**運転者の健康状態に起因する事故の調査事項**」の提出が必要となりました。

## 自動車事故報告書等の取扱要領

## 別表2 運転者の健康状態に起因する事故の調査事項

## 1. 事業者

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 営業所の名称及び住所
- (3) 事業の種類
- (4) 営業所の運転者数及び車両数

## 2. 事故等の概要

- (1) 発生年月日
- (2) 発生場所
- (3) 道路の状況 ①道路名 ②幅員 ③勾配 ④道路の形態等
- (4) 車両 ①登録番号 ②車名 ③型式 ④年式
- (5) 運転者 ①氏名 ②年齢 ③経験年数 ④採用年月日 ⑤選任年月日
- (6) 事故等の状況(当日の運行状況及び車両停止に至った状況を含む)
- (7) 損害
- (8) 推定原因
- (9) 事故処理の状況

## 自動車運送事業者における

## 睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル

## ～SAS対策の必要性和活用～

(平成27年8月25日国土交通省自動車交通局)

もご活用ください。

<https://www.mlit.go.jp/common/001101506.pdf>

## 自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

### 全業態

### 自動車運送事業者向けのマニュアルが策定されました

## 「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」が策定されました。

(令和4年3月29日)

- 事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事案は依然として多く発生しています。その中で高度の視野障害を有する運転者が、自身の疾患に気付かずに運転を継続している場合、信号や標識を見落とすなどにより、重大事故を引き起こす可能性が高まります。
- 運転者の視野障害が原因となる事故を防ぐために自動車運送事業者が知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」が策定されました。

### 自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル【概要版】



#### 本マニュアルの狙い

- 運転者の視野障害が運転リスクとなることを周知し、交通事故を防ぐために事業者が取り組むべき内容について理解を促す。
- 眼科健診・眼科精密検査と治療、そして受診前の準備から受診後の対応までの一連の流れを具体的に示し、視野障害の早期発見・治療継続を促進する。

#### 視野障害を自覚しないまま運転を続けていると・・・

信号や歩行者等を見過ぎとして、重大事故を引き起こす原因になりかねません！



部分的な視野欠損  
視野狭窄

視野(見える範囲)が狭くなったり、一部が欠けたりする視野障害は、症状が進行するまで自覚しにくいという特徴があります。

#### 視野障害の早期発見・治療の継続が重要

<視野障害の原因疾患>  
2018年、18才以上の視覚障害者手帳



社内での眼科健診の受診・眼科精密検査の受診を検討し、運転者が健康で安全に業務ができる職場環境にしましょう。

#### 本マニュアルのポイント

##### 知識

1章

- ★ 視野が狭くなったり一部欠けたりする視野障害を自覚せずに運転を続けることで重大事故を起こす可能性がある。
- ★ 視野障害の早期発見と治療の種類により、運転者の運転寿命を延伸できる。

##### 実践

視野障害の早期発見と運転寿命を延伸するための実施事項



2章-1 運転者への理解促進  
2章-2 眼科健診の奨励と対応  
2章-3 視野障害に関する注意すべき症状の把握

眼科精密検査の受診を勧奨する

4章-5 個別の状況判断および産業医との相談の上、就業上の措置(運転指導や経過観察等)を講じる



検索

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000491.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000491.html)  
または「自動車運送事業者における視野障害対策」で検索願います。

## 自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

## 自動車運送事業者向けのマニュアルが改正されました

## 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の一部が改訂されました

(令和4年3月25日)

## 1. 背景・必要性

事業用自動車による飲酒運転の根絶に向けて、「事業用自動車総合安全プラン」に飲酒運転ゼロを掲げて各種取組を実施してきたところであるが、未だ根絶に至っていません。

また、令和3年6月に発生した飲酒した運転者による自家用トラックの事故を受けて取りまとめられた「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」(令和3年8月4日「第2回交通安全対策に関する関係閣僚会議」決定)において、「運転者の指導・監督時の実施マニュアルにアルコール依存症関係の記載について拡充すること」とされているところです。

これらの状況を踏まえると、飲酒傾向の強い運転者に対する適切な指導監督の実施に参考となる情報を記載することが必要であることから、アルコール依存症に関する基礎知識の記載を拡充するとともに、対応方法の例、治療法等の医学的知見や運送事業者の取組事例を新たに記載することとしました。

## 2. 改訂内容

アルコール依存症に関する基礎知識【記載拡充】

対応方法の例【新規記載】

治療法等の医学的知見【新規記載】

運送事業者の取組事例【新規記載】

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html>

または

「指導監督実施マニュアル」で検索願います。

検索



自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ **旅客（バス）****貸切バスの運行を再開する際の安全確保の徹底について** 令和4年4月22日

新型コロナウイルス感染症の影響拡大により著しく需要が減少している中、運転者がバスの運転業務から離れていることによる運転技能の低下や、車両の定期点検の未実施等、輸送の安全が確保されているかが懸念されます。つきましては、下記について徹底をお願いいたします。

- 1. 事業者は、運行管理者に対して確実な点呼の実施、乗務員の健康状態の把握等運行管理業務を適切に実施するよう徹底すること。
- 2. 運行管理者は、一定期間運転業務から離れている運転者が運転業務を行う前には、運転者に対して実技等による指導及び監督を実施した上で運転業務を再開させること。
- 3. 事業者は、車両の点検整備を確実に実施すること。

**乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について**

令和4年5月6日

**令和4年4月28日、高速乗合バス運転者が運転中にスマートフォンを操作し、乗客より注意を受けるといふ事案が発生。**

事業用自動車の運転者、特に多数の旅客の命を預かるバス事業者においてこのような安全を軽視する行為を行ったことは極めて遺憾であります。

**改めて乗務中のスマートフォンの操作の禁止について徹底するとともに、同種事案の再発防止に努めていただくよう徹底をお願いいたします。**

## 自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

### 令和5年4月以降の遠隔点呼・業務後自動点呼の実施に関する情報(令和5年3月31日)



Press Release  
令和5年3月31日  
自動車局安全政策課・旅客課・貨物課  
総合政策局参事官(物流産業)室

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令等が公布されました

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令及び関連告示が本日公布されました。本省令等の施行に伴い「自動車運送事業者におけるICTを活用した新たな点呼(遠隔点呼・業務後自動点呼)」及び、「自動車運送事業者等におけるレベル4相当の自動運転車を活用した事業」が実施できるようになります。

#### 1. 改正概要

##### <遠隔点呼・業務後自動点呼関係>

自動車運送事業者が情報通信機器(ICT)を活用した新たな点呼(遠隔点呼・業務後自動点呼)を実施できるよう、必要な規定を整備します。

##### <自動運転関係>

令和4年4月に道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)が成立し、本年4月からレベル4に相当する、運転者が不在の状態での自動運転を行うことが可能となることに伴い、自動車運送事業者等が自動運転車を用いて事業を行う場合に講ずるべき輸送の安全確保に関する措置及び実施すべき手続き等を新たに規定します。

#### 2. スケジュール

公布: 令和5年3月31日 施行: 令和5年4月1日

(参考)

改正省令、告示、遠隔点呼・業務後自動点呼の実施に必要な手続き等については以下URLから確認いただくことができます。

○自動運転関係

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr2\\_000044.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr2_000044.html)

○遠隔点呼・業務後自動点呼関係

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000082.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html)

遠隔点呼、業務後自動点呼の実施に関する情報の詳細が国土交通省ホームページに掲載されております。

- ・ 関連告示・通達
- ・ 関係書類一覧、チェックリスト、参考情報
- ・ 認定を受けた自動点呼機器一覧

#### 遠隔点呼、業務後自動点呼の実施に関する情報

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則では、旅客/貨物自動車運送事業者が運転者又は特定自動運行保安員に対して行う点呼を、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により行うことを可能としています。

#### 1. 関連告示・通達

【告示】

- [対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示\(令和5年国土交通省告示第266号\)](#)

【通達】

- [旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について](#)
- [貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について](#)
- [業務後自動点呼機器認定要領](#)

#### 2. 関係書類一覧、チェックリスト、参考情報

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000082.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html)  
または  
「運行管理高度化検討会」で検索願います。

検索



## 自動車交通部自動車監査官からのお知らせ

## 旅客（タクシー）

令和5年1月に実施したタクシー事業者に対する集中監査月間の結果、中部運輸局管内387事業者（令和4年3月31日現在）のうち31事業者に対して監査を実施し、19事業者について法令違反を確認しました。

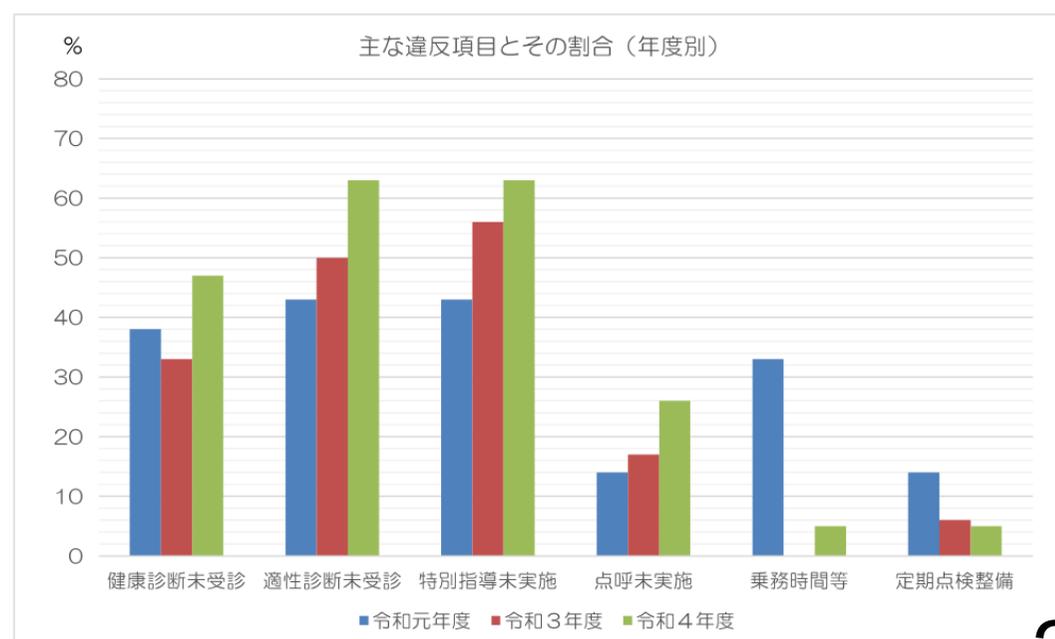
特に「**健康診断未受診**」、「**適性診断未受診**」、「**適性診断結果に基づく特別指導の未実施**」について、多くの違反を確認しました。

引き続き**適性診断**や**健康診断**の受診及び診断結果に基づく**指導の徹底**をお願いします。

【法令違反の状況】

| 管轄支局 | 監査事業者数 | 違反事業者数 | 重点監査項目に係る違反状況 |         |         |       |       |         |
|------|--------|--------|---------------|---------|---------|-------|-------|---------|
|      |        |        | 健康診断未受診       | 適性診断未受診 | 特別指導未実施 | 点呼未実施 | 乗務時間等 | 定期点検未実施 |
| 愛知   | 11     | 9      | 6             | 8       | 8       | 4     | —     | 1       |
| 静岡   | 4      | 3      | 2             | 1       | 1       | 1     | —     | —       |
| 岐阜   | 5      | 3      | 1             | 2       | 2       | —     | —     | —       |
| 三重   | 6      | 2      | —             | —       | —       | —     | —     | —       |
| 福井   | 5      | 2      | —             | 1       | 1       | —     | 1     | —       |
| 計    | 31     | 19     | 9             | 12      | 12      | 5     | 1     | 1       |
| 前年度計 | 24     | 18     | 6             | 9       | 10      | 3     | —     | 1       |

注) 未受診、未実施を1件でも確認した場合は、違反事業者数に計上している。



注) 令和2年度においては、集中監査月間を実施していません。

## 自動車交通部旅客第一課からのお知らせ

## 旅客（バス）

## ○乗合バス事業者様へ

中部運輸局管内で、最近次の事例の発生が散見されています。同様事例が発生しないよう、社内管理体制の確認や運転者指導の徹底をお願いします。

## ①路線バスにおいて、乗客がいないため終点手前で運行中断し帰庫してしまった事例

→別紙チラシ(次のスライドをご参照ください)

## ②運転者が終点等で車内点検を確実に実施せず、車内に乗客を閉じ込めた事例

→猛暑・寒冷時の長時間の車内閉じ込めは、乗客へ重大な影響を及ぼす事態も考えられます。運転者による車内点検の確実な実施、乗務後点呼時の運行管理者による運転者への確認の徹底

## ○貸切バス事業者様へ

実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境の適正化のため、手数料等に係る記載を追加。

## ①運送の申込者に対して交付する運送引受書の記載事項に、当該運送に係る

手数料等の額を追加(令和元年8月～)

## ② 毎事業年度に報告する事業報告書の記載項目に、手数料等を追加(令和2年4月～)

## ○乗合・貸切共通:旅客自動車運送事業者報告情報管理・集計システムに関する案内

対応ブラウザにかかるシステム改修が行われ、現在はMicrosoft EdgeとGoogle Chromeで利用可能となっております。 ※Internet Explorerサポート終了のため

路線バス事業者、コミュニティバスを運営している地方公共団体のご担当者様へ

【別紙】

### 運行計画どおりに、路線バスを運行していますか？

～あらかじめ届出を行わず、バスの運行を中断することは違反です～

#### 系統途中での運行中断について

- 路線バス（路線定期運行の一般バス）が、**終点手前の停留所で運行を中断する事例が発生**しています。
- 運行計画によらず系統途中で運行を中断することは、旅客の有無に関わらず、道路運送法（※）の違反となり、行政処分の対象となることがあります。**

#### 【運行中断に対する行政処分の状況】

平成28～30年度 5件の違反があり、行政処分（車両の使用停止等）

※道路運送法 第16条第1項（事業計画に定める業務の確保）

一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画。次項において同じ。）に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

しかし、あらかじめ手続きを行うことで、一定の場合に運行の効率化を図ることが可能です。

#### 効率的な運行について

※詳しくは、平成18年3月23日付け事務連絡「一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて」（表面）を参照。

#### ○効率的な運行が認められる場合（一般バス）

**終点停留所の一つ前の停留所に旅客が存在せず、乗車中の旅客が存在しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所まで回送する場合。**



#### ○運行計画の届出手続き

運行計画の届出内容の欄に、**効率的な運行の形態、運行に必要な運行管理者の指示事項を記載し、あらかじめ届出**することが必要。

#### ○実施する上での留意事項

- ・ **必ず運行管理者から道路交通法に抵触しない方法で連絡及び指示を受けて回送すること**
- ・ 回送の際は、**関係法令に抵触することなく、地域住民にも十分配慮した方法で行うこと** 等

問い合わせ先：国土交通省 中部運輸局

自動車交通部 旅客第一課 (052-952-8035)

岐阜運輸支局 輸送・監査担当 (058-279-3714)

愛知運輸支局 輸送・監査担当 (052-351-5312)

三重運輸支局 輸送・監査担当 (059-234-8411)

静岡運輸支局 輸送・監査担当 (054-261-2898)

福井運輸支局 輸送・監査担当 (0776-34-1602)

事務連絡  
平成18年3月23日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局旅客課長

一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて

昨年10月、静岡県内の乗合バス事業者において、運行計画に定める運行系統の終点まで運行せず、運転者の判断により運行を中断し、帰庫するという事例が発覚したところである。

この事例では、数ヶ所の停留所において、乗客の存否を確認しないまま、当該運行系統の途中から運行を中断し、回送扱いとして帰庫しており、事業計画及び運行計画に定めるところに従いその業務を行わなかった点が問題となった。

事業計画及び運行計画に定める業務の確保については、適切に対処すべきところであるが、一方で、駅前等の渋滞解消等交通環境への配慮及び事業効率化等の観点から、一般バス等の効率的な運行については、十分配慮することが必要である。このため、今般、下記1. に掲げる場合に該当することについて、運転者が確実に確認を行った上で、運行管理者の指示を受けている場合であつて、2. に掲げる事項を遵守しているときに限り、旅客の利便を阻害しないものとして効率的な運行を認めることとしたので、業務の実施に道漏なきよう取り計らわれたい。

記

#### 1. 効率的な運行として認める場合

##### (1) 一般バス

- ① 一般バス路線における運行系統であつて、終点停留所の一つ前の停留所に乗客が存しないことを確認し、かつ、乗車中の乗客が存しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所までの回送をする場合。
- ② 一般路線における運行系統であつて、乗車専用または降車専用のクロードアで制限している停留所において、始発停留所からの旅客の乗車が存しないこと、かつ、乗車専用停留所に乗客が存しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所までの回送をする場合。

##### (2) 高速バス

- ① 高速バス路線における運行系統であつて、乗車専用又は降車専用のクロードアで制限している停留所において、始発停留所からの旅客の乗車が存しないこと、かつ、乗車専用停留所に乗客が存しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所までの回送をする場合。
- ② 高速バス路線における運行系統であつて、始発停留所及び乗車専用停留所において旅客を乗車させた後、終点停留所までの降車専用の停留所区間において旅客が途中停留所で全て降車し車内に存しないことを確認した上で、帰庫又は終着地までの回送をする場合。
- ③ ①及び②に規定するもののほか、予約制を取っている運行形態であるときに、事前予約客がなく、かつ、始発停留所等において予約によらない乗客が皆無であることを確認した上で回送し帰庫する場合。

##### (3) 定期観光バス

- ① 定期観光バス路線における運行系統であつて、始発停留所からの旅客の乗車が存しないことを確認した上で、回送し、帰庫する場合。
- ② ①以外の場合であつて、予約制をとっている運行形態であるときに、事前予約客がなく、かつ、始発停留所で予約によらない乗客が皆無であることを確認した上で回送し、帰庫する場合。

#### 2. 事業者の遵守事項

(1) 1. の場合における運行（以下「当該運行」という。）を行う場合は、運行計画の届出内容の欄に新設・変更される具体的な運行形態及び運行に必要な運行管理者の指示事項を記載し、届け出ること。

(2) 当該運行を行う場合は、あらかじめ運転基準（運輸規則第27条第1項）中「5 その他運行の安全を確保するために必要な事項」を記載し、運転手に適切な指導をすること。また、運行表（運輸規則第27条第2項）に「運行に必要な事項」を記載した上で運転者へ執行させること。

さらに、乗務記録（運輸規則第25条第1項第3号）についても、乗務の終了地点及びその乗務した距離を記録するよう、運転者に指導すること。

(3) 当該運行を行う場合は、道路交通法第71条第1項第5号に規定する運転者の遵守事項に抵触しない方法で、運行管理者との連絡及び指示を必ず受けてから回送することとし、帰庫等への道路状況については、十分な道路は回避する等、関係法令に抵触することなく、また、地域住民にも十分配慮した方法で回送すること。

平成18年3月23日付け  
事務連絡  
「一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて」



## 自動車交通部貨物課からのお知らせ

### トラック

**輸送の安全を確保し、持続的な物流機能を維持するため、台風等による異常気象時下における輸送の目安を定めました。**（令和2年2月28日）

昨今の異常気象が多発している状況を踏まえ、雨や風等の強さに応じた車両へ与える影響を示すとともに、輸送の安全を確保するための措置を講じる目安について、通達として定めました。

参考：全日本トラック協会ホームページ（通達やリーフレットが掲載されています）

<http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/anzenkakuho202003.html>

## 自動車交通部貨物課からのお知らせ

### トラック

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）

トラック運送業においては、トラックドライバー不足により物流が滞ることのないよう、ドライバーの労働条件の改善等を図るため、第197回国会（臨時国会）において、議員立法により貨物自動車運送事業法の改正が行われました。

#### 改正の概要

#### 1. 規制の適正化

- ① 欠格期間の延長等
- ② 許可の際の基準の明確化
- ③ 約款の認可基準の明確化

#### 2. 事業者が遵守すべき事項の明確化

- ① 輸送の安全に係る義務の明確化
- ② 事業の的確な遂行のための遵守義務の新設

#### 3. 荷主対策の深度化

- ① 荷主の配慮義務の新設
- ② 荷主勧告制度（既存）の強化
- ③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

【平成35年までの時限措置】

#### 4. 標準的な運賃の告示制度の導入【平成35年までの時限措置】

国土交通大臣が、標準的な運賃を定め告示出来る

施行日：1. 及び2. 令和元年11月1日 3. 令和元年7月1日 4. 令和元年12月14日【標準的な運賃の告示日は令和2年4月24日】

タイヤ交換後の大型車の車輪脱落事故に注意

旅客（バス）

トラック

夏タイヤから冬タイヤへの交換時期に大型車の車輪脱落事故が多発しています

「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施しています（令和4年度）

【大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン】

●重点項目

大型車のホイール・ナットの緊急点検の実施  
適切なタイヤ脱着作業の動画やチラシを活用した、大型車のユーザーやタイヤ脱着作業関係者への啓発等

●実施期間

令和4年10月1日～令和5年2月28日

今年度は、車齢4年以上の大型車の個々のユーザーにダイレクトメールを郵送し、ホイール・ナットの適切な保守管理について緊急点検を行います。

なお、緊急点検の結果、劣化したホイール・ナットの交換が必要な場合は、大型自動車メーカー（4社）より左側後輪分の新品のホイール・ナットが無償提供されます。



新品のホイール・ナット



劣化したホイール・ナット

事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

「お・ち・な・い」の徹底で防ごう、大型車の車輪脱落事故



お・ち・な・い

とさない！

脱落防止はまず点検。

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善の手段です。

ちゃんと清掃、ちゃんと給脂！

ボルト、ナットの錆や汚れを落とし、エンジンオイルなどを塗布。スムーズに回転するかなど入念に点検。

ット締め、トルクレンチを必ず使用！

適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施。

ちにち一回、緩みの点検！

運行前に特に脱落が多い左後輪を中心に、ボルト、ナットを目視、直接触って点検します。

“ち”

タイヤ交換時のチェック

錆・汚れの除去や給脂忘れが、車輪脱落を引き起こしています。




ホイールナットに生じた錆や付着したゴミ等により、ワッシャーの振動部が歪曲している。      ホイールナットとワッシャーに変形が見られ、ワッシャーがはずれかかっている。

こんな時は、ナットを交換！



ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを取り除きます。



正しい点検方法や連結式ナット回転指示インジケーターの使用方法を動画でチェック！



# 法令等の改正、お知らせ

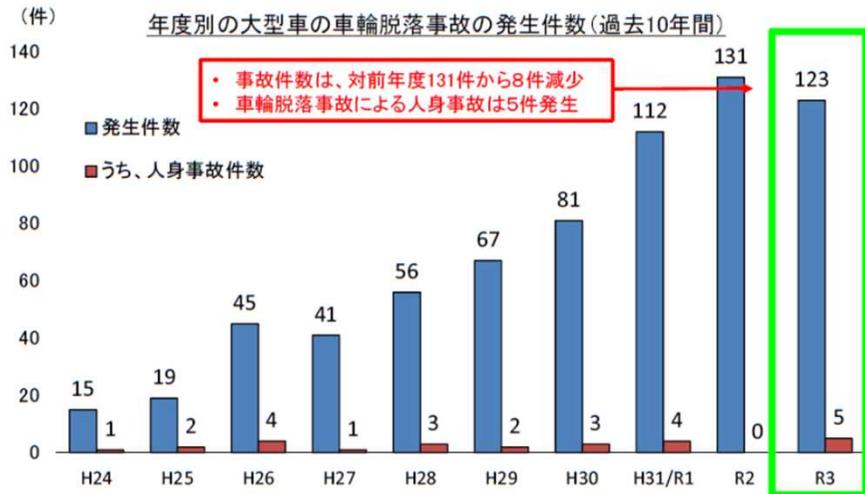
## タイヤ交換後の大型車の車輪脱落事故に注意

旅客（バス）

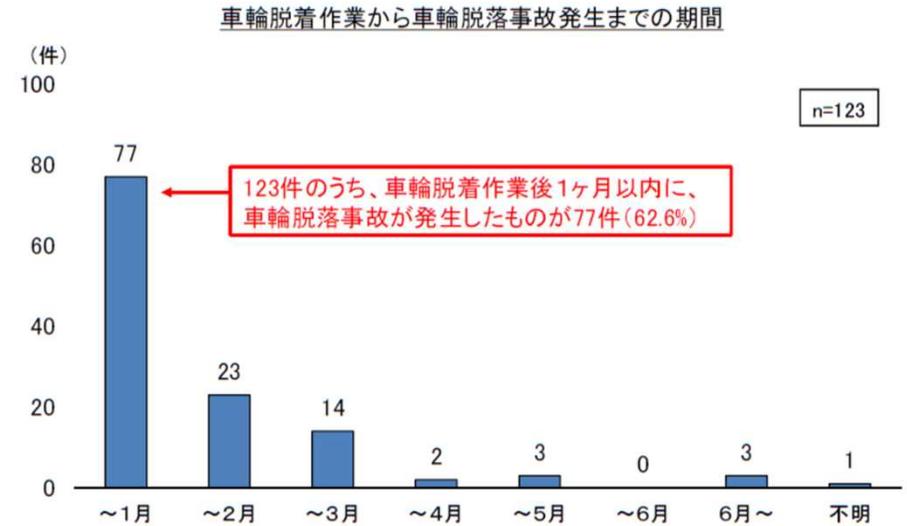
トラック

### 夏タイヤから冬タイヤへの交換時期に大型車の車輪脱落事故が多発しています

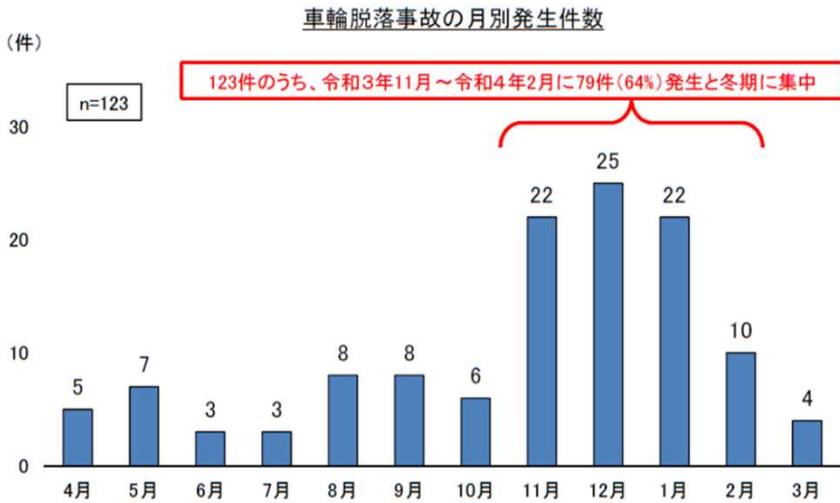
#### 車輪脱落事故発生状況（令和3年度）



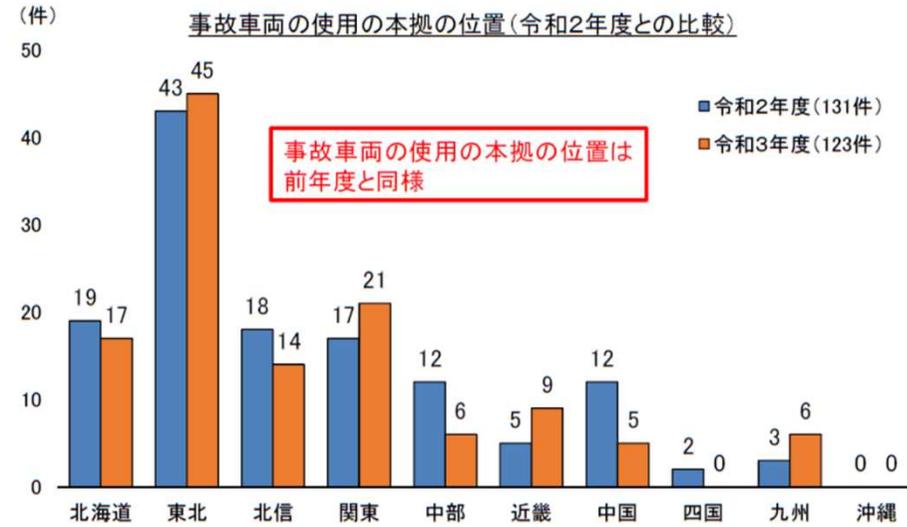
※ 車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバスであって、ホイール・ナットの脱落又はホイール・ボルトの折損により、タイヤが脱落した事故  
 出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告



## タイヤ交換後の大型車の車輪脱落事故に注意

旅客（バス）

トラック

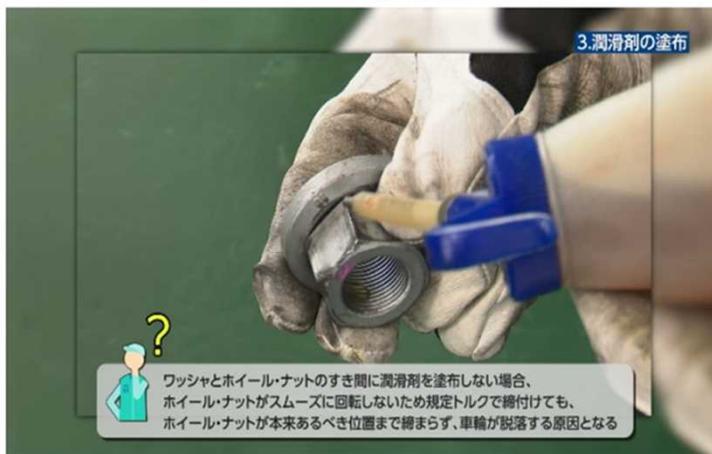
夏タイヤから冬タイヤへの交換時期に大型車の車輪脱落事故が多発しています

大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画を公開！

車輪脱落事故車両の調査等を行ったところ、事故を起こした車両では、劣化したホイール・ナットが使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ナットの清掃や潤滑剤の塗布等が適切に行われていなかったりする状況が明らかになりました。このような状況を踏まえ、大型車ユーザー等のタイヤ脱着作業者が、いつでも適切なタイヤ脱着作業手順や保守管理作業手順を確認できるよう、作業手順動画を作成し公開しました。

## 【タイヤ脱着作業時のポイント】

## ホイール・ナットへ潤滑剤の塗布



ホイール・ナットとワッシャのすき間に、潤滑剤を塗布してください

## 増し締めの実施



タイヤ脱着後、50km~100km 走行後を目安に、ホイール・ナットを既定のトルクで再度締め付けます



📺 啓発動画の本編はこちらのQRコード

または国土交通省 YouTube チャンネルからご覧下さい

[https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd\\_4&list=PL2RgY\\_hjimJRll2zJVaaybwEEKAmD5YVi](https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hjimJRll2zJVaaybwEEKAmD5YVi)

タイヤ交換後の大型車の車輪脱落事故に注意

旅客（バス）

トラック

夏タイヤから冬タイヤへの交換時期に大型車の車輪脱落事故が多発しています

車輪脱落事故の恐ろしさについて知っていただくため「大型車の車輪脱落事故防止啓発ビデオ」を公開しています



↑  
大型車の  
車輪脱落事故  
防止啓発ビデオ  
(YouTube)



①時速60km/hで走行しているトラックからタイヤを放出



②タイヤは30m先の男性（人形）とベビーカーに衝突し、男性とベビーカーは約4m飛ばされました。



③男性の体はタイヤに沿うように折れ曲がり、頭もタイヤに打ち付けられました。



④男性は、頭蓋骨骨折、3箇所以上の肋骨骨折、脊髄損傷、大腿骨骨折の傷害を負う結果となりました。

旅客自動車運送事業運輸規則  
貨物自動車運送事業輸送安全規則 の一部改正

全業態

整備管理者選任後研修の通知が廃止されました

今後選任後研修を受講する際は  
事業者の管理の下以下①または②の時期に  
計画的に受講させる必要があります

- ① 当該事業者において整備管理者として新たに選任した整備管理者の受講時期
  - ・ 選任届出をした年度又はその翌年度
- ② 研修を受けた整備管理者の次の受講時期
  - ・ 最後に研修を受けた年度の翌々年度（2年度ごと）

研修の受講は、各県の運輸支局へ申込期間中に受講申込  
の上、受講していただく必要があります。

（研修実施日、申込期間等詳細については各運輸支局へお問い合わせください）

# 事業用自動車に係る事故・事件発生時の速報について

旅客

## ●どんな時に速報するの？ (対象となる事案の例)

### 発生から24時間以内に運輸支局へ速報願います

根拠：平成21年11月20日国自総第319号、国自安第101号、国自環第178号「自動車運送事業者等用緊急対応マニュアル」の一部改正について(国土交通省自動車交通局長通達)に基づく速報（平成21年12月1日施行）等

#### 《事 故》

- 1名以上の死者
- 5名以上の重傷者（乗客の場合は1名以上）
- 10名以上の負傷者
- 転覆、転落又は火災事故
- 鉄道車両(軌道車両を含む)と衝突・接触
- 酒気帯び運転(バス)、酒気帯びを伴う事故(タクシー)
- 自然災害に起因する可能性がある事故
- 報道等で取り上げられるなど社会的影響の大きい事故
- 脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故

#### 《事 件》

- バスジャック、その他テロ等の発生（犯行予告も含む）
- 乗客又は乗員に死者が出た事件
- 乗員による業務中の暴行事件
- 報道等で取り上げられるなどの社会的影響が大きい事件
- タクシー強盗が発生し、乗員に死傷者が出た事件

## ●何を速報するの？

- ・事業者名
- ・登録番号
- ・事業形態
- ・発生日時
- ・事故、事件の概要
- ・負傷者の有無、人数及び負傷の程度
- ・発生場所
- ・乗客・乗員の人数及び負傷の程度
- ・乗客の国籍
- ・ツアーを企画した旅行会社(貸切のみ)
- ・負傷者の搬送先
- ・その他、判明している事項

## ●どこへ速報するの？

警察(110)・消防(119)へ通報

営業所が所在する県の  
運輸支局へご連絡ください

| 運輸支局<br>連絡先 | 連絡先の勤務時間内<br>(祝祭日を除く月曜～金曜の8:30～17:15) | 連絡先の勤務時間外<br>(土・日及び祝祭日含む) |
|-------------|---------------------------------------|---------------------------|
|             | 直通電話                                  |                           |
| 愛知<br>運輸支局  | 052 - 351 - 5382                      | 090 -<br>1980 - 3186      |
| 静岡<br>運輸支局  | 054 - 261 - 7622                      | 090 -<br>1980 - 2482      |
| 岐阜<br>運輸支局  | 058 - 279 - 3715                      | 080 -<br>4123 - 1106      |
| 三重<br>運輸支局  | 059 - 234 - 8411                      | 090 -<br>2187 - 9847      |
| 福井<br>運輸支局  | 0776 - 34 - 1603                      | 090 -<br>2138 - 1132      |

バスジャック発生時は090-3251-6775

(中部運輸局保安・環境課公用携帯)へ至急ご連絡願います

電話番号のおかけ間違いにご注意願います

# 事業用自動車に係る事故・事件発生時の速報について

貨物

## ●どんな時に速報するの？ (対象となる事案の例)

発生から24時間以内に運輸支局へ速報願います

根拠：平成21年11月20日国自総第319号、国自安第101号、国自環第178号「自動車運送事業者等用緊急対応マニュアル」の一部改正について(国土交通省自動車交通局長通達)に基づく速報（平成21年12月1日施行）等

### 《事故》

- 2名以上の死者
- 5名以上の重傷者
- 10名以上の負傷者
- 酒気帯び運転を伴う事故
- 自然災害に起因する可能性がある事故
- 報道等で取り上げられるなど社会的影響の大きい事故
- 脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故
- 事故による積載物※の飛散・漏洩

※危険物、高圧ガス、毒物又は劇物、火薬類、可燃物、放射線汚染物、核汚染物

### 《事件》

- テロ等の発生（犯行予告も含む）
- 報道等で取り上げられるなど社会的影響が大きい事件

## ●何を速報するの？

- ・事業者名
- ・登録番号
- ・事業形態
- ・事故、事件の概要
- ・発生日時
- ・負傷者の有無、人数及び負傷の程度
- ・発生場所
- ・積載物品名、数量及び漏洩した数量
- ※危険物、高圧ガス、毒物又は劇物、火薬類、可燃物、放射線汚染物、核汚染物
- ・その他、判明している事項

## ●どこへ速報するの？

警察(110)・消防(119)へ通報



営業所が所在する県の  
運輸支局へご連絡ください

| 運輸支局<br>連絡先 | 連絡先の勤務時間内<br>(祝祭日を除く月曜～金曜の8:30～17:15) | 連絡先の勤務時間外<br>(土・日及び祝祭日含む) |
|-------------|---------------------------------------|---------------------------|
|             | 直通電話                                  |                           |
| 愛知<br>運輸支局  | 052 - 351 - 5382                      | 090 -<br>1980 - 3186      |
| 静岡<br>運輸支局  | 054 - 261 - 7622                      | 090 -<br>1980 - 2482      |
| 岐阜<br>運輸支局  | 058 - 279 - 3715                      | 080 -<br>4123 - 1106      |
| 三重<br>運輸支局  | 059 - 234 - 8411                      | 090 -<br>2187 - 9847      |
| 福井<br>運輸支局  | 0776 - 34 - 1603                      | 090 -<br>2138 - 1132      |

電話番号のおかけ間違いにご注意願います

## 中部運輸局ホームページ



中部運輸局ホームページの  
トップページの関連情報（政策情報）に  
事業用自動車の事故報告関係のページに  
直接リンクしたバナーを追加しました。

### 事業用自動車の 事故報告書

極めて重大な事故や  
事件発生等緊急事態  
発生の際には速報を  
お願いします

### 自動車事故報告書関係

極めて重大な事故や事件発生等緊急事態発生の際については速報をお願いいたします  
どのようなときに速報が必要なのか？につきましては以下をご参照ください。

- ▶ 旅客事業者の方はこちらをご覧ください
- ▶ 貨物事業者の方はこちらをご覧ください

---

#### 自動車事故報告書

- ▶ 自動車事故報告規則
- ▶ 自動車事故報告書の記入等の取扱いについて
- ▶ 自動車事故報告書等の取扱要領について
- ▶ 自動車事故報告書
  - ▶ 自動車事故報告書様式（PDF / Excel）
  - ▶ 記入方法（PDF）
  - ▶ 別表2（運転者の健康状態に起因する事故調査事項）（PDF / Excel）
  - ▶ 別表3（車両故障事故報告書添付票）（PDF / Excel）
- ▶ 事故統計

速報

事故報告書様式等

重大事故・事件発生時はご連絡ください

中部運輸局

### 事業用自動車に係る事故・事件発生時の速報について 貨物

**●どんな時に速報するの？**（対象となる事案の例）  
発生から24時間以内に運輸支局へ速報願います

**●どこへ速報するの？**  
警察(110)・消防(119)へ通報  
↓  
営業所が所在する県の  
運輸支局へご連絡ください

重大事故・事件発生時はご連絡ください

中部運輸局

### 事業用自動車に係る事故・事件発生時の速報について 旅客

**●どんな時に速報するの？**（対象となる事案の例）  
発生から24時間以内に運輸支局へ速報願います

**●どこへ速報するの？**  
警察(110)・消防(119)へ通報  
↓  
営業所が所在する県の  
運輸支局へご連絡ください

| 運輸支局<br>連絡先 | 連絡先の勤務時間内<br>(祝祭日を除く月曜～金曜の8:30～17:15) | 連絡先の勤務時間外<br>(土・日及び祝祭日含む) |
|-------------|---------------------------------------|---------------------------|
| 愛知運輸支局      | 052-351-5382                          | 090-1980-3186             |
| 静岡運輸支局      | 054-261-7622                          | 090-1980-2482             |
| 岐阜運輸支局      | 058-279-3715                          | 080-4123-1106             |
| 三重運輸支局      | 059-234-8411                          | 090-2187-9847             |
| 福井運輸支局      | 0776-34-1603                          | 090-2138-1132             |

バスジャック発生時は090-3251-6775  
(中部運輸局保安・環境課公用携帯)へ緊急ご連絡願います

電話番号のわかり間違いにご注意願います